

豪雪地帯対策基本計画の見直しについて

令和4年6月29日(水)

国土交通省 国土政策局

1. 今回の主な見直し事項（案）
2. 主な見直し事項（案）を取り巻く状況
3. 豪雪法改正事項以外の主な課題とその状況

目次

1. 今回の主な見直し事項（案）

- (1) 豪雪地帯対策特別措置法における改正事項
- (2) 現行の豪雪地帯対策基本計画の体系
- (3) 豪雪地帯対策特別措置法の改正事項と基本計画での対応方向（案）

2. 主な見直し事項（案）を取り巻く状況

I. 総則的規定の整備～豪雪地帯の現状～

- a 人口減少・高齢化
- b 雪害の状況
- c 雪の降り方の態様の変化
- d 豪雪地帯の産業

II. 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し

- (1) 財政上の措置
- (2) 豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

III. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

- (1) 交付金に関する規定
 - ① 交付金の交付その他の措置
- (2) 除排雪時の死傷事故防止のための規定
 - ② 命綱固定アンカーの設置の促進
 - ③ 克雪技術の開発・普及
- (3) 幹線道路の交通確保のための規定
 - ④ 幹線道路の交通確保

3. 豪雪法改正事項以外の主な課題とその状況

- (1) 豪雪地帯対策における法改正事項以外の主な課題
- (2) 除排雪体制の整備
- (3) 担い手（建設業等）の維持（発注方式等）
- (4) 雪冷熱エネルギー活用の推進
- (5) 雪に関する情報の受発信

1. 今回の主な見直し事項（案）

1 (1) 豪雪地帯対策特別措置法における改正事項

従前の豪雪地帯対策特別措置法に規定されている事項

1. 法の目的

- 雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策の樹立・実施により、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与する

2. 豪雪地帯対策基本計画等

- 豪雪地帯対策基本計画（基本計画）、道府県豪雪地帯対策基本計画（道府県計画）の策定
- 国は、財政の許す範囲において、基本計画の実施を促進するよう努める【財政上の措置】
- 地方公共団体が、基本計画・道府県計画の達成のために行う事業に要する経費に充てるための地方債についての配慮 等

3. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定

① 工事の早期着工等

- 早期に工事に着手することができるようにする等、基本計画及び道府県計画に基づく事業の効率的な実施に関する配慮

② 克雪住宅の普及促進

- 克雪住宅の普及促進に関する配慮

③ 除排雪体制の整備

- 人口減少、高齢化等により除排雪の担い手が不足していることと鑑み、除排雪体制の整備を促進するよう配慮

④ 空家に係る除排雪等の管理の確保

- 空家について、除排雪等の管理が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める

⑤ 快適で魅力ある地域社会の形成

- 快適で魅力ある地域社会の形成のため、積雪期の住民の健康増進・交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用促進等が円滑に図られるよう配慮

⑥ 豪雪地帯に適した産業の育成等

- 豪雪地帯に適した産業の育成を図り、利雪に関する試験研究の体制の整備及び研究開発の成果の普及を促進するよう配慮

⑦ 雪冷熱エネルギーの活用促進

- 雪冷熱エネルギーを活用した施設の整備等の取組が促進されるよう配慮

⑧ 総合的な雪情報システムの構築

- 雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な雪情報システムの構築が促進されるよう配慮

4. 特別豪雪地帯に対する特例措置（令和3年度末まで）

① 基幹道路の整備の特例

- 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築については、道府県が行うことができる 等

② 公立小中学校等の施設等に対する国の負担率の特例

- 公立小中学校等の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の高上げ

今般の改正事項

I. 総則的規定の整備

(1) 目的規定に現状認識を追記

豪雪地帯の困難な状況を踏まえるべきことを目的規定に明記

(2) 基本理念の新設

豪雪地帯対策は、

- 国土強靱化の観点を踏まえて雪に強い安全・安心な地域社会の実現に向けた克雪対策を充実させること及び
- 親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、農業、林業その他の産業の振興及び地域活性化等を図ることを旨として行われなければならないものとする。

II. 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し

(1) 財政上の措置の見直し

国の財政上の措置に関する規定を見直し

(2) 豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

基本計画・道府県計画は、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策を促進するものとなるよう配慮するものとする。

III. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

(1) 交付金に関する規定

① 交付金の交付その他の措置

国は、除排雪について持続可能な体制の整備や安全確保の取組を行う地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 除排雪時の死傷事故防止のための規定

② 命綱固定アンカーの設置の促進等

国及び地方公共団体は、既存住宅等への命綱固定アンカーの設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装置の普及が図られるよう配慮するものとする。

(3) 克雪技術の開発・普及

国及び地方公共団体は、克雪に係る技術の開発及び普及を図るよう配慮するものとする。

(3) 幹線道路の交通確保のための規定

④ 幹線道路の交通確保

国及び地方公共団体は、短期集中的な降雪が生じた場合においても、幹線道路の交通が確保されるよう、除排雪体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

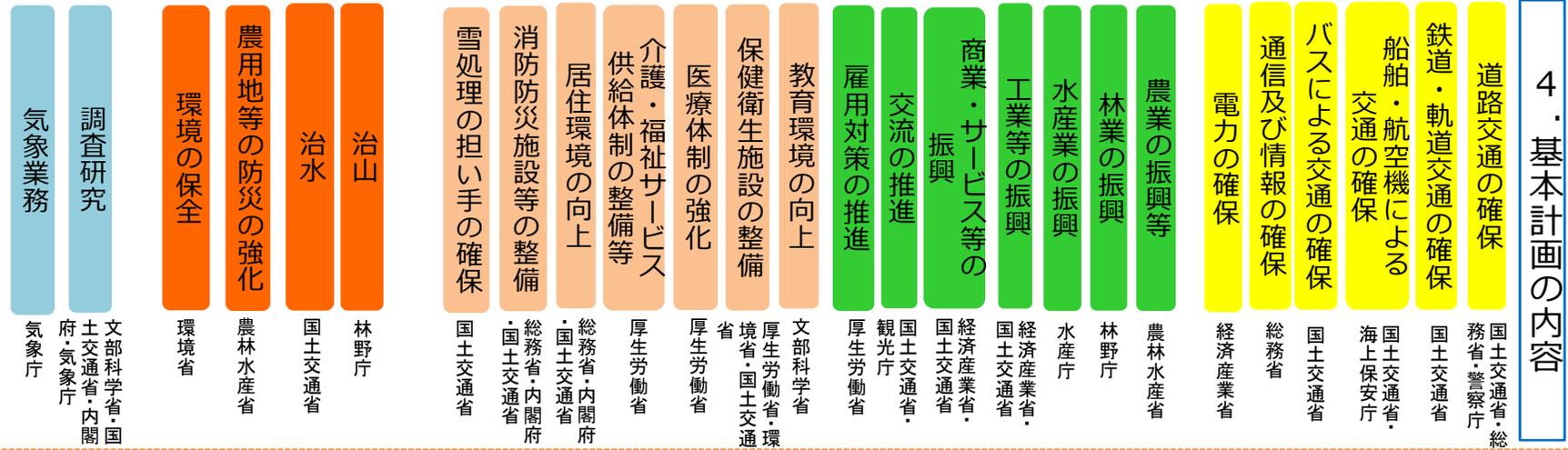
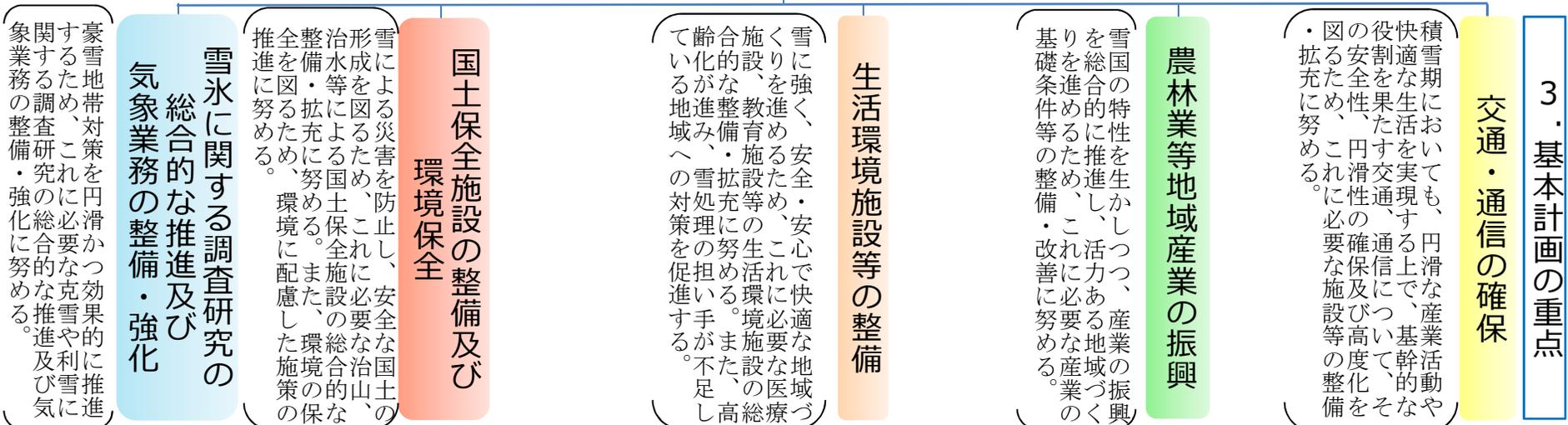
IV. 特別豪雪地帯に対する特例措置の期限延長

特別豪雪地帯に対する特例措置の期限を10年間延長する。

1 (2) 現行の豪雪地帯対策基本計画の体系

豪雪地帯対策基本計画

1. 基本計画の目的 2. 基本計画の性格



5. 基本計画の推進

1 (3) 豪雪地帯対策特別措置法における改正事項と基本計画での対応方向(案)①

I. 総則的規定の整備

(1) 目的規定に現状認識を追記

豪雪地帯の困難な状況を踏まえるべきことを目的規定に明記

現状認識を基本計画の**目的**に反映

(2) 基本理念の新設

豪雪地帯対策は、

- ・国土強靱化の観点から踏まえて雪に強い安全・安心な地域社会の実現に向けた克雪対策を充実させること及び
 - ・親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援すること
- により、農業、林業その他の産業の振興及び地域活性化等を図ることを旨として行われなければならないものとする。

基本理念を基本計画の**目的・性格**に反映

1 基本計画の目的

豪雪地帯の地理的・社会的な状況を踏まえた豪雪地帯を取り巻く厳しい現状を説明した上で、豪雪地帯ならではの自然環境等の資源を活用した地域づくりの必要性について言及し、総合的な豪雪地帯対策による地域経済の発展と住民生活の向上に寄与するという基本計画の目的を説明。

2 基本計画の性格

本計画が、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものであり施策を行うにあたって尊重されなければならないことを説明。

3 基本計画の重点 4 基本計画の内容

本計画の推進を図る際の重点について整理を行った上で、計画において推進する事項を

- 交通、通信等の確保
- 農林業等地域産業の振興
- 生活環境施設等の整備
- 国土保全施設の整備及び環境保全
- 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

の観点から、豪雪地帯及び特別豪雪地帯それぞれについて記載。

5 基本計画の推進

本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体が講じるべき措置等（必要な経費の確保等）について定めているほか、事業の実施に当たって留意すべき事項を

- 地方公共団体の自主性、自立性の強化
- 道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重
- 効率的な事業の実施の観点から記載。

1 (3) 豪雪地帯対策特別措置法における改正事項と基本計画での対応方向(案)②

II. 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し

(1) 財政上の措置の見直し

国の財政上の措置に関する規定を見直し

財政上の措置の見直しを基本計画の**推進**に反映

(2) 豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

基本計画・道府県計画は、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策を促進するものとなるよう配慮するものとする。

豪雪地帯の特性を踏まえた防災政策の促進への配慮を基本計画の**重点・内容**に反映

1 基本計画の目的

豪雪地帯の地理的・社会的な状況を踏まえた豪雪地帯を取り巻く厳しい現状を説明した上で、豪雪地帯ならではの自然環境等の資源を活用した地域づくりの必要性について言及し、総合的な豪雪地帯対策による地域経済の発展と住民生活の向上に寄与するという基本計画の目的を説明。

2 基本計画の性格

本計画が、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものであり施策を行うにあたって尊重されなければならないことを説明。

3 基本計画の重点 4 基本計画の内容

本計画の推進を図る際の重点について整理を行った上で、計画において推進する事項を

- 交通、通信等の確保
- 農林業等地域産業の振興
- 生活環境施設等の整備
- 国土保全施設の整備及び環境保全
- 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

の観点から、豪雪地帯及び特別豪雪地帯それぞれについて記載。

5 基本計画の推進

本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体が講じるべき措置等（必要な経費の確保等）について定めているほか、事業の実施に当たって留意すべき事項を

- 地方公共団体の自主性、自立性の強化
 - 道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重
 - 効率的な事業の実施
- の観点から記載。

1 (3) 豪雪地帯対策特別措置法における改正事項と基本計画での対応方向(案)③

Ⅲ. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

(1) 交付金に関する規定

① 交付金の交付その他の措置

国は、除排雪について持続可能な体制の整備や安全確保の取組を行う地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 除排雪時の死傷事故防止のための規定

② 命綱固定アンカーの設置の促進等

国及び地方公共団体は、既存住宅等への命綱固定アンカーの設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう配慮するものとする。

③ 克雪技術の開発・普及

国及び地方公共団体は、克雪に係る技術の開発及び普及を図るよう配慮するものとする。

(3) 幹線道路の交通確保のための規定

④ 幹線道路の交通確保

国及び地方公共団体は、短期集中的な降雪が生じた場合においても、幹線道路の交通が確保されるよう、除排雪体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

国・地方公共団体の講ずべき措置を基本計画の重点・内容に反映

1 基本計画の目的

豪雪地帯の地理的・社会的な状況を踏まえた豪雪地帯を取り巻く厳しい現状を説明した上で、豪雪地帯ならではの自然環境等の資源を活用した地域づくりの必要性について言及し、総合的な豪雪地帯対策による地域経済の発展と住民生活の向上に寄与するという基本計画の目的を説明。

2 基本計画の性格

本計画が、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものであり施策を行うにあたって尊重されなければならないことを説明。

3 基本計画の重点 4 基本計画の内容

本計画の推進を図る際の重点について整理を行った上で、計画において推進する事項を

- 交通、通信等の確保
 - 農林業等地域産業の振興
 - 生活環境施設等の整備
 - 国土保全施設の整備及び環境保全
 - 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化
- の観点から、豪雪地帯及び特別豪雪地帯それぞれについて記載。

5 基本計画の推進

本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体が講ずべき措置等（必要な経費の確保等）について定めているほか、事業の実施に当たって留意すべき事項を

- 地方公共団体の自主性、自立性の強化
 - 道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重
 - 効率的な事業の実施
- の観点から記載。

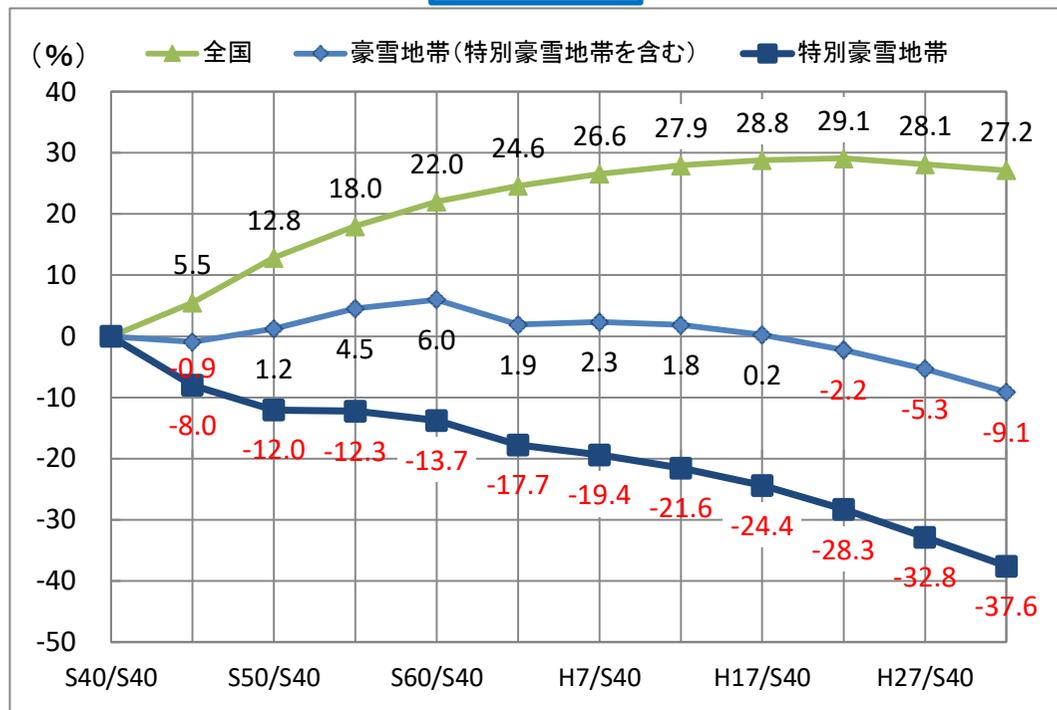
2 主な見直し事項（案）を取り巻く状況

2 I. 総則的規定の整備～豪雪地帯の現状～ a 人口減少・高齢化

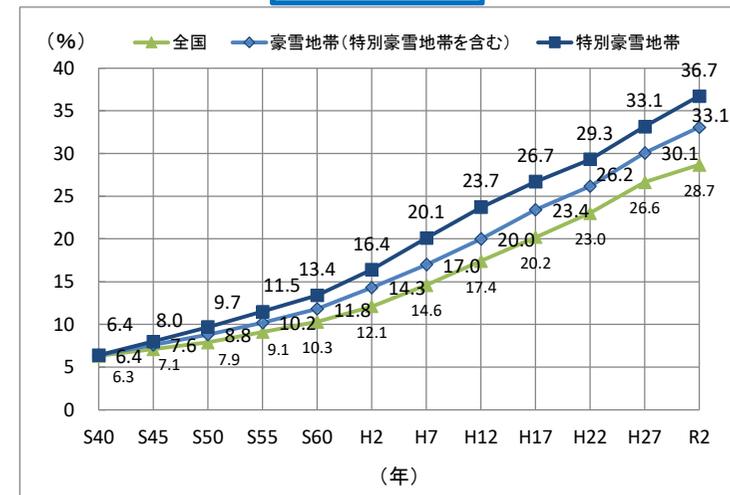
豪雪地帯では、人口減少・高齢化が全国よりも進行しており、特に特別豪雪地帯においては、その傾向が顕著である。

【豪雪地帯の人口増減率・高齢化率・高齢世帯率の推移】

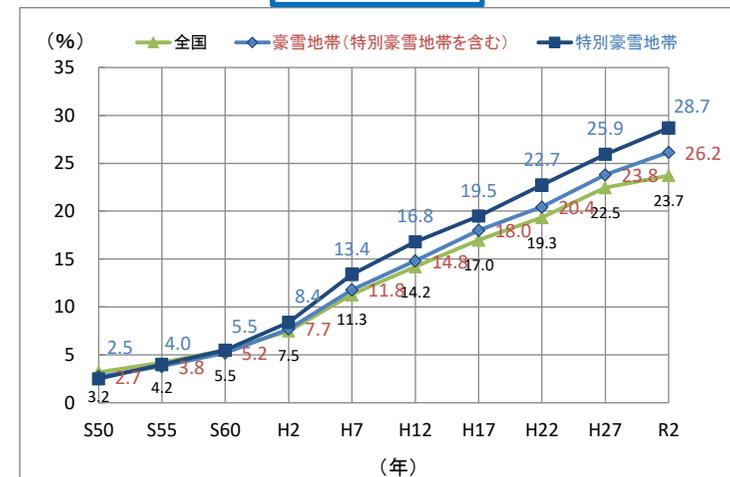
人口増減率



高齢化率



高齢世帯率

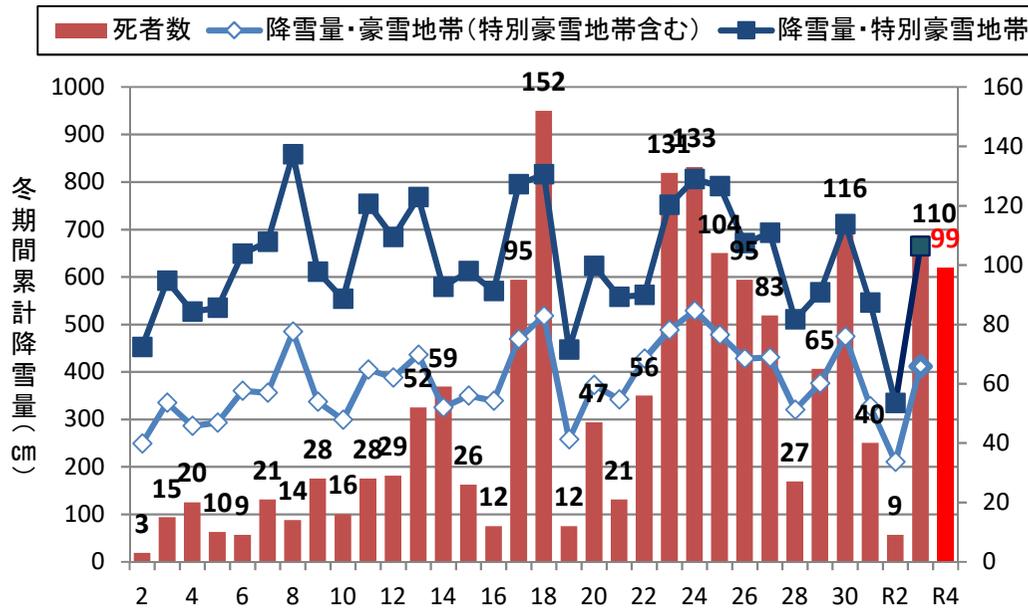


- (備考) 1 令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)より作成。
 2 「人口増減率」・「高齢化率」: 指定区域外の人口が大きな一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は含めていない。
 3 「高齢世帯率」S50～H2は老人(65歳以上)のみで構成される世帯数の全世帯に占める割合。H7～は高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の合計世帯数の全世帯に占める割合。
 H22～は、豪雪地帯分は全域が豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)、特別豪雪地帯分は全域が特別豪雪地帯の市町村の数値を集計している。

2 I. 総則的規定の整備～豪雪地帯の現状～ b 雪害の状況

- 令和4年冬の雪害による死者数は、99人と多数に上る事態となった。
- うち、屋根雪下ろし等除雪作業中の死者が8割弱。そのうち、65歳以上が9割超。
- 雪害による死者数は増加傾向にあり、風水害などの自然災害に比べても大きな増加となっている。

【雪害による死者数の推移(冬期間累計降雪量との比較)】

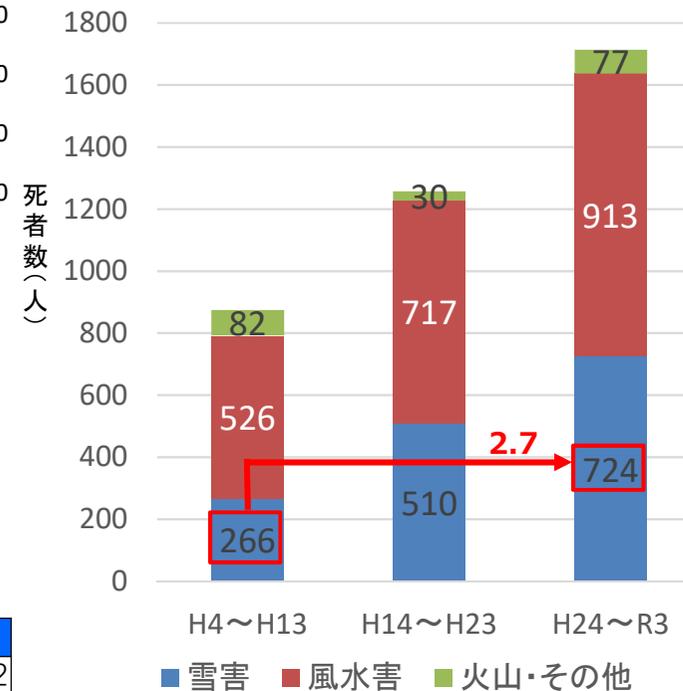


【令和4年冬における死者の内訳】 (～令和4年4月30日)

死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
雪崩による死者	1	1	2
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	7	69	76
落雪による死者	3	13	16
倒壊した家屋の下敷きによる死者	3	2	5
その他	0	0	0
合計	14	85	99

- (備考) 1 死者数・冬期間累計降雪量: H2～H16までは前年の暦年、H17は前年の暦年+H17(1～3月)、H18以降は年冬の数値。
 2 死者数・被害状況: 消防庁公表資料より作成。
 3 冬期間累計降雪量: 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」

【雪害と風水害などの自然災害による死者数の推移】



(備考)

- 消防庁データ(暦年)に基づき全国積雪寒冷地帯振興協議会作成(R3年数値は10月1日時点の暫定値)
- 自然災害のうち、単年での変動が大きい地震・津波による死者数は除いて集計

2 I. 総則的規定の整備～豪雪地帯の現状～ c 雪の降り方の態様の変化

- 令和2年冬は、冬型の気圧配置が続かず、寒気の影響を受けにくかったため、全国的に冬の降雪量はかなり少なく、北・東日本日本海側では統計開始の1961/62年冬以来、冬の降雪量として最も少なかった。
- 令和3年冬は、日本海側を中心に各地で大雪となり、北陸道や東海北陸道で立ち往生が発生した。
- 令和4年冬は、北海道で2月に記録的な大雪に見舞われ、交通機関の運休が相次ぐなど市民生活に大きな影響が出た。

【令和2年冬(12～2月)の降雪量の平年比】

【令和3年の北陸地方の大雪】

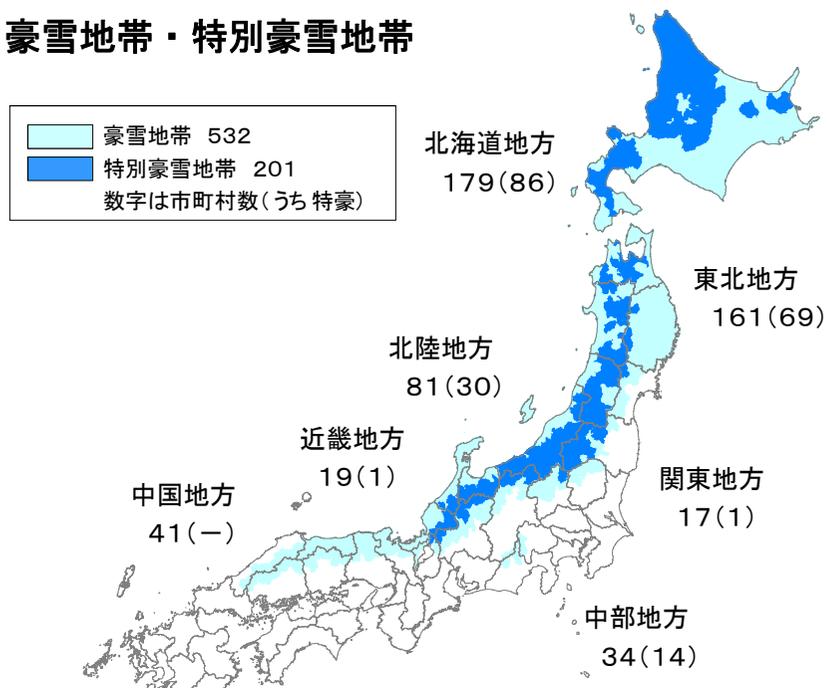
【令和4年の北海道地方の大雪】

著作権の都合により公開できません。

2 I 総則的規定の整備～豪雪地帯の現状～ d 豪雪地帯の産業①

豪雪地帯は国土の約半分を占め、人口の約15%が居住している。この豪雪地帯における農林業は、全国の経営耕地面積の約6割、林野面積の約6割を占めるなど、重要な役割を担っている。

豪雪地帯・特別豪雪地帯

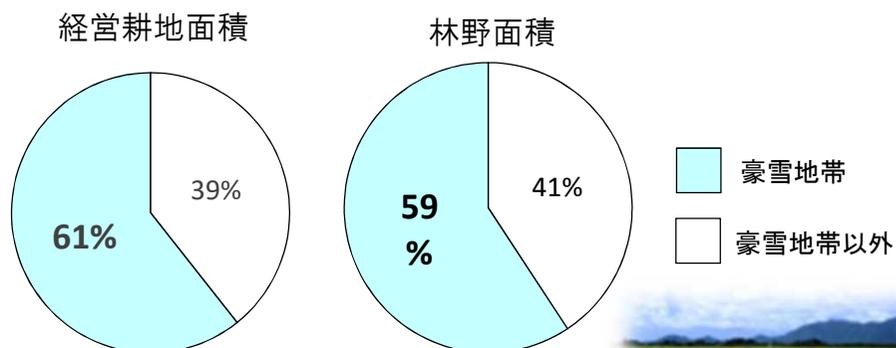


区分	全国	豪雪地帯 〔特別豪雪地帯を含む〕 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
市町村数	1,719	532 (30.9)	201 (11.7)
面積(km ²)	377,975	191,990 (50.8)	74,899 (19.8)
人口(千人)	126,146	18,248 (14.5)	2,793 (2.2)

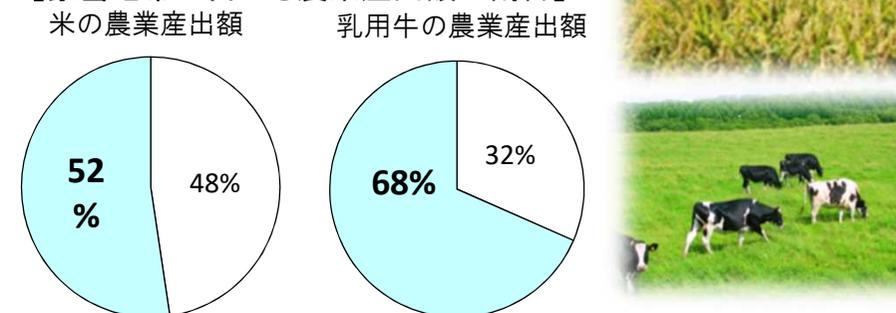
(備考) 1 市町村数は令和4年4月1日現在。全国の市町村数のうち、東京23区は1市としてカウント。
2 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(平成元年10月1日時点)による。
3 人口は令和2年国勢調査(令和2年10月1日)による。
(指定区域外の人口が大きい(※)一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は豪雪地帯に含めていない。)

豪雪地帯の農林業

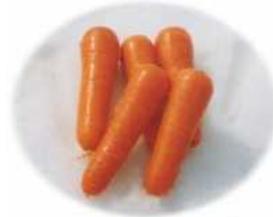
【豪雪地帯が占める農林業面積の割合】



【豪雪地帯が占める農業産出額の割合】



(備考) 1 経営耕地面積、林野面積は、農林水産省「2020年農林業センサス」データより作成。
2 農業産出額は、農林水産省「令和2年市町村別農業産出額(推計)」データより作成。
3 一部指定の市町村は、全域の市町村のデータを使用している。



雪室貯蔵による保管などにより高付加価値化された農作物も見受けられる。

2 I 総則的規定の整備～豪雪地帯の現状～ 豪雪地帯の産業②

雪を活用した交流やレジャーは豪雪地帯の振興の有力な方策である。

国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業 【観光庁】

スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

補助対象事業：

地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた以下の取組

- アフタースキーのコンテンツ造成
- グリーンシーズンのコンテンツ造成
- 受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス対応、公衆トイレの洋式化等）
- 外国人対応可能なインストラクターの確保
- 二次交通の確保（スキー場間の周遊等のためのバス運行の実証実験）
- 情報発信（プロモーション資材の作成等）
- スキー場インフラの整備（索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去、搬器の更新（機能向上分）、高機能な降雪機の導入、ICゲートシステムの導入、レストハウス等の改修・撤去）

※訪日外国人旅行者の誘客に地域一丸となって取り組む地域に絞って支援

補助対象者：

観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

※インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルが高い地域の「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた事業の実施主体に限る。

補助率：事業費の1/2

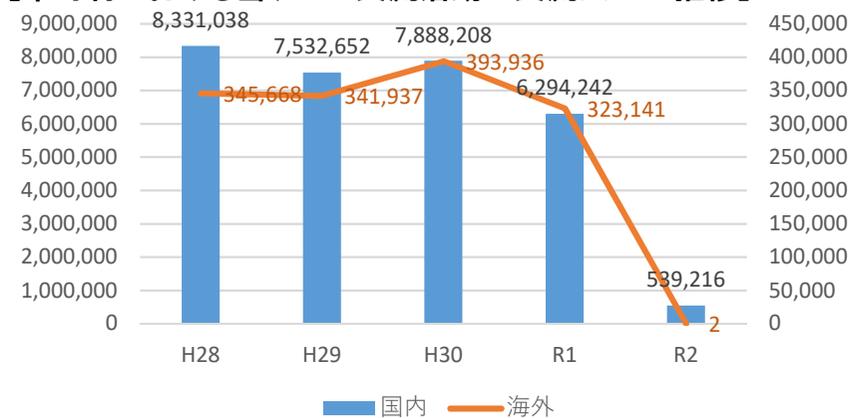


【道府県における雪国であることを活かした冬季観光に向けた事業や支援の状況】

	道府県
実施している	10
実施していない	14

（備考）出典：国土交通省「豪雪地帯基礎調査」（令和3年度）

【市町村における雪テーマ交流活動の交流人口の推移】



（備考）出典：国土交通省「豪雪地帯基礎調査」（平成29年度～令和3年度）

- ・市町村主催、民間主催の交流活動について集計している。
- また「雪に親しむことをテーマとした交流活動」とは以下のものが含まれる。
- なお、「人」が参加する、「人」が集まる活動に限定している。

- 観光目的の雪まつりやイベント等
- 地域住民の親睦のための雪まつりやイベント等
- 雪国文化や生活を知ってもらうための他地域住民、児童・生徒との交流活動
- 雪国文化や生活を知ってもらうための海外との交流活動
- 雪国文化や生活を知ってもらうためのシンポジウムや講演会等
- 雪国文化や生活に根ざした歴史的行事、祭事、芸能等
- 各種冬季スポーツの競技会、大会
- 各種冬季スポーツ教室

・交流人口の定義は次のとおり。

国内：自市町村内で開催された活動の参加者数（日本在住者）

海外：自市町村内で開催された活動の海外からの参加者数

2 II 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し (1)財政上の措置

- ・ 平時、大雪時において、防災・安全交付金、除雪費補助や臨時特例措置などにより、自治体の道路除雪費に対して支援を実施。
- ・ 令和3年度は令和2年度に引き続き臨時特例措置を実施し、自治体の道路除雪費に過去最大の追加配分を実施。

■市町村道の除雪費の推移

・ 平成25年度より、市町村の除雪費を当初予算で計上（防災・安全交付金）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国費	37 億円	78 億円	82 億円	65 億円	95 億円	76 億円	86 億円	103 億円	185 億円

※交付決定ベース

■大雪時の臨時特例措置実施状況(H16年以降)

年度	H16	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H29	R2	R3
対象市町村数	165	339	187	275	122	89	151	258	316	358
国費	20 億円	98 億円	42 億円	106 億円	47 億円	49 億円	59 億円	133 億円	167 億円	131 億円

※上記記載年以外は臨時特例措置の適用なし

令和3年度 道路除雪費補助等追加配分 道府県別内訳表

【国費】 単位:百万円

	配分額合計	除雪費追加配分			
		道府県・政令市 (除雪補助)	市町村 配分額合計	防災・安全 交付金	臨時特例 措置
北海道	11,903	6,684	5,219 (109)	2,498	2,721
札幌市	2,501	416	2,085 (1)	1,265	820
青森県	3,574	1,376	2,198 (34)	1,083	1,115
岩手県	2,693	1,256	1,437 (21)	383	1,054
宮城県	938	458	480 (9)	183	297
仙台市	138	24	114 (1)	70	44
秋田県	5,168	2,440	2,728 (25)	1,129	1,599
山形県	4,626	2,156	2,470 (35)	1,185	1,285
福島県	2,716	1,832	884 (15)	215	669
栃木県	156	156	0	0	0
群馬県	576	576	0	0	0
長野県	1,895	1,666	229 (9)	80	149
新潟県	9,631	5,644	3,987 (27)	1,954	2,033
新潟市	28	28	0	0	0
富山県	1,688	1,012	676 (15)	437	239
石川県	2,087	1,444	643 (19)	386	257
岐阜県	1,853	1,090	763 (16)	333	430
福井県	2,136	1,254	882 (16)	480	402
滋賀県	821	522	299 (7)	138	161
京都府	774	542	232 (7)	128	104
京都市	8	8	0	0	0
兵庫県	1,051	350	701 (6)	262	439
鳥取県	781	686	95 (6)	33	62
島根県	278	202	76 (9)	31	45
岡山県	106	8	98 (4)	73	25
広島県	200	126	74 (5)	28	46
全国計	55,661	31,480	24,181 (394)	11,037	13,143

※1 () 書きは、市町村数

※2 除雪補助及び防災・安全交付金の国費率は2/3、臨時特例措置の国費率は1/2

※3 臨時特例措置の全国計には市町村指導監督事務費として国費11百万円(国費率10/10)を計上している

※4 四捨五入の関係で、合計と合わない場合がある。

2 II 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し (1)財政上の措置

- 自治体における除排雪等に係る経費について、特別交付税において措置（令和3年度：724億円）。
- また、令和3年度は、12月から2月にかけての大雪等により多大な被害を受けた自治体に対し、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付した（約291億円）。

■特別交付税交付額の決定

報道資料



令和4年3月18日

令和3年度特別交付税交付額の決定

総務省は、地方交付税法第15条の規定に基づき、令和3年度特別交付税の3月交付額として7,902億円を交付することとしました。
この結果、令和3年度特別交付税交付額は1兆746億円（対前年度比+7.9%）となります。

1 交付額

（単位：億円、%）

区分	令和3年度		令和2年度		伸率 A/B
	3月交付額	交付総額 A	3月交付額	交付総額 B	
道府県分	865	1,495	790	1,545	▲3.3
市町村分	7,037	9,251	6,328	8,412	+10.0
大都市	226	385	188	342	+12.6
都市	5,026	6,403	4,521	5,814	+10.1
町村	1,784	2,463	1,618	2,256	+9.2
合計	7,902	10,746	7,118	9,957	+7.9

- （注）1 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合がある。
2 3月交付額は、今冬の大雪に係る繰上げ交付額を含む。

2 交付総額における主な算定項目

		（ ）内は令和2年度数値
(1) 除排雪経費	724億円	（680億円）
(2) 原油価格高騰対策 うち生活者・事業者支援	136億円 63億円	（新規） （新規）
(3) 災害関連経費	536億円	（671億円）
(4) 地域医療の確保（公立病院等）	1,036億円	（1,045億円）
(5) 地域交通の確保（地方バス、船舶航路、地域鉄道支援等）	703億円	（656億円）
(6) 公営企業の経営基盤強化	314億円	（314億円）
(7) 地域おこし協力隊	215億円	（185億円）
(8) 消防・救急	195億円	（192億円）
(9) 豚熱対策	23億円	（8億円）
(10) 軽石漂着対策	4億円	（新規）
(11) 北海道赤潮対策	4億円	（新規）

■特別交付税の繰上げ交付

報道資料



令和4年2月25日

今冬の大雪等に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付

総務省は、今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 繰上げ交付対象団体 102市108町22村（計232団体）

- 積雪積算値(≒)が1,000cm・day超、かつ、前年度比1.5倍以上又は平年度比1.3倍以上の団体
- ※ 積雪積算値とは、毎日の積雪量を足し合わせたもの

2 繰上げ交付額 29,125百万円

特別交付税3月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎としてその3割を交付

3 日程

令和4年2月25日（金） 交付決定
令和4年3月1日（火） 現金交付

注 繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

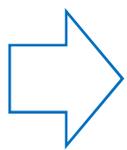
<参考>

- 特別交付税の交付時期は、12月及び3月（地方交付税法第16条第1項）。
- 特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの。繰り上げて交付した額は、3月分の特別交付税交付額から控除。

2 II 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し (2)豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

令和4年3月の法改正により、「国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。」とされた（第6条の2）。

○ 豪雪地帯対策基本計画（国の基本計画）における対応



豪雪地帯対策基本計画に、

「防災に関する施策を実施する際は、豪雪地帯における地域の特性を配慮する」

旨を記載する。

○ 道府県計画について

- ・平成4年3月の豪雪法改正により、地域の特性に応じたきめ細やかな豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という）を定めることができることとされた（第6条第1項）。
- ・政府は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たって、道府県計画を尊重するものとされている（第6条第8項）。

【参考】道府県計画の策定状況（13県）

策定年度	道府県名
平成4年度	新潟県（H13変更、H25変更、H30変更）、富山県（H13変更、H24変更）、長野県（H19変更、H23変更、H29変更）
平成5年度	青森県（H13変更）、岐阜県（H20変更）
平成6年度	山形県（H18変更、H22変更、R1変更）、福島県（H12変更、H22変更）
平成8年度	秋田県（H25変更、H30変更）
平成9年度	岩手県（H11変更）
平成10年度	福井県
平成11年度	滋賀県（H22変更）
平成14年度	栃木県
平成15年度	岡山県

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加
(1) 交付金に関する規定 ① 交付金の交付その他の措置

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金【国土交通省】

予算額 (R3補正+R4当初) : 225百万円
令和3年度補正予算 : 150百万円
令和4年度当初予算 : 75百万円

目的

豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、交付金制度を創設し、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援する。

【対象事業】

- **地域安全克雪方針策定への支援** (補助率10/10) ※策定主体は市町村
自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。
- **方針策定に向けた試行的取組への支援** (補助率1/2)
方針策定に並行して行う試行的な取組に対して支援を行う。

<取組の例>

- ・ 多様な主体の参画による除排雪の体制づくり
(要援護世帯への屋根雪下ろし支援や
除排雪のための装備・資機材の購入を含む)
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入 等



雪下ろし実技講習

【事業主体】

- 道府県、市町村

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加 (2)除排雪時の事故防止のための規定 ②命綱固定アンカーの設置の促進

除排雪作業中の死傷事故を防止するため、命綱固定アンカーの設置や安全装備の普及を促進する。

命綱固定アンカーとは



命綱固定アンカー
墜落制止用器具（安全带）を結ぶ命綱の一端を固定するために、住宅の屋根等に堅固に固定された金具等の設備

墜落制止用器具（安全带）
命綱を接続するために体に装着するベルト

命綱
登山用ロープ等、丈夫で滑りにくく、結び目がほどこけにくい材質のものを使用する。

命綱固定アンカーに命綱を固定して雪下ろしを行う様子

アンカー

命綱固定アンカーに関する意識調査結果

【自宅の屋根に命綱を結ぶための設備(アンカー)を知っているか】

■ 知っている ■ 知らない



【自宅の屋根にアンカーは設置されているか】

■ 設置されている ■ 設置されていない



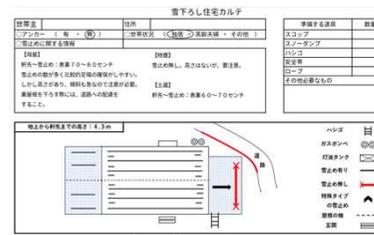
出典：新潟県 令和3年度第3回県民アンケート調査結果
テーマ：住宅の屋根雪下ろしの安全確保について
調査対象者：新潟県内に在住する18歳以上79歳以下の男女

命綱固定アンカー設置の促進

【国土交通省克雪体制支援調査取組事例】

【除雪住宅カルテ製作等により命綱アンカー設置の重要性を周知】
(長野県長野市)

- **雪害救助員が安心して雪下ろし作業ができるように**、雪が積もる前に、雪害救助員を派遣する高齢者世帯等の住宅を現地調査し、**支援が必要な世帯の住宅の情報を共有する「除雪住宅カルテ」を作成**。カルテには、**屋根の特徴、雪止めやハシゴの位置、注意点などを細かく記録**。
- **命綱アンカーの取付金具を自ら開発し、これを設置した「命綱アンカー設置モデル住宅」を整備**して周知・提案を図った。
- 雪害救助員を対象とした、**安全带と命綱の重要性を伝えるための除雪安全講習会**や、地区住民に向けた**アンカー見学ツアー**、**ローカルテレビでの屋根雪下ろしの安全対策動画の放送**や、**屋根雪下ろし情報誌の発行**(町内の瓦版)により普及啓発を行った。
- 行政職員などが除雪支援員の屋根雪下ろし作業に同行する機会を設け、**アンカー設置に関わる補助金の重要性を訴えた**。



除雪住宅カルテ



アンカー見学ツアーの開催



命綱固定アンカー取付金具

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加 (2)除排雪時の事故防止のための規定 ②命綱固定アンカーの設置の促進

命綱固定アンカーの整備を助成する地方公共団体の取組について、社会資本整備総合交付金等により支援している。

概要

- ・ 国では、地方公共団体が地域の住宅政策の一環として、命綱固定アンカーを設置する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する場合に、社会資本整備総合交付金等により支援。
- ・ 地方公共団体では、豪雪地帯29市町村（うち特別豪雪地帯24市町村）において命綱固定アンカー整備の支援制度が設けられている。

【道府県における命綱固定アンカー設置支援制度の状況】

	道府県単独 事業として実施	市町村への 支援として実施	実施して いない
道府県	2	1	22

(備考)出典:国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)
・令和2年度の実施状況

【市町村における命綱固定アンカー設置支援制度の状況】

	実施した	必要だが実施 していない	必要がないので 実施していない
豪雪地帯	29	98	405
うち特別豪雪地帯	24	58	119

(備考)出典:国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)
・市町村の支援制度は道府県の制度と合わせて実施しているものを含む。
・令和2年度の実施状況

【市町村における命綱固定アンカー設置の支援事業】

【屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金】(上越市)

- ・ 対象となる工事：高さ2メートル以上の屋根部分のすべてに、転落防止を目的とした命綱固定アンカー、転落防止柵、固定式昇降用はしごのいずれかを設置する、または取り替える工事
- ・ 対象となる住宅：市内にある自己の居住または所有する一戸建ての住宅（併用住宅含む）及び住宅と一体となって使用する附属屋（カーポート含む）で、高さが2メートル以上のもの。市に住民登録のない人が所有する空き家等や新築住宅等も含む。
- ・ 補助金交付額：要援護世帯 補助率2/3（1棟あたり上限10万円）、一般世帯 補助率1/2（1棟あたり上限5万円）

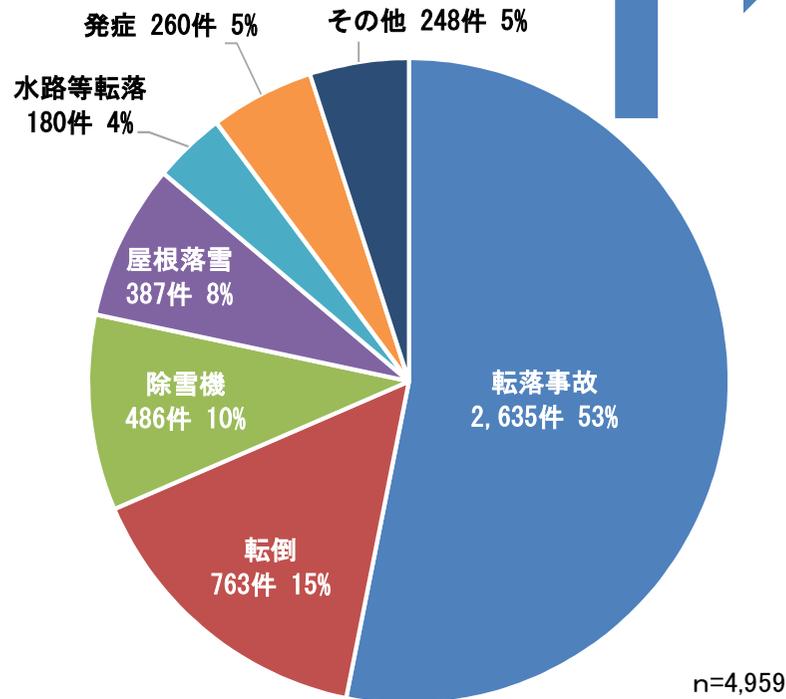
(出典)上越市HP ※ 令和4年度の実施内容

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加
(2)除排雪時の事故防止等のための規定 ③克雪技術の開発・普及

【民地除排雪】

除排雪作業中の事故を防止するため、除排雪を自動化・省力化する技術やサービス等の開発・普及を推進する。

■ 除排雪作業中の事故の原因
(平成24～令和2年度全事故)

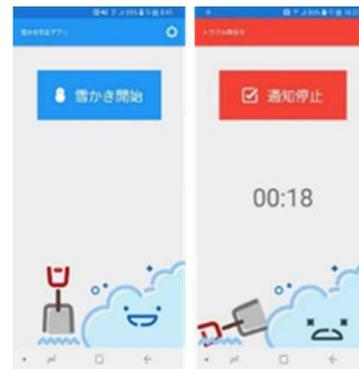


(備考)出典:国土交通省「豪雪地帯基礎調査」

除排雪作業中の事故を防止するため、除排雪の自動化・省力化に資する既存技術の性能向上、省コスト化にかかる改良や、新技術の開発・普及を推進する。

■ 既存の除排雪技術の例

① 事故の発生を通知するアプリ



著作権の都合により
公開できません。

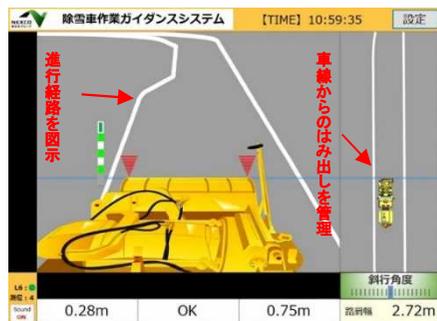
2 III 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加
 (2)除排雪時の事故防止等のための規定 ③克雪技術の開発・普及

【道路除雪】IT技術・新技術による除雪作業の高度化

- ・ 運転制御・操作支援の機能を備える高度化された除雪車の開発を推進している。
- ・ カメラ画像を活用したA I による交通障害の自動検知の導入を推進している。

■除雪機械の高度化

○除雪車の通行位置等の情報を表示し、オペレータの運転操作を視覚的に支援



○除雪トラックのサイドシャッタ(雪を抱え込む装置)を自動開閉し、交差点での雪の排出を抑制 ※令和2年2月から公道上で運用

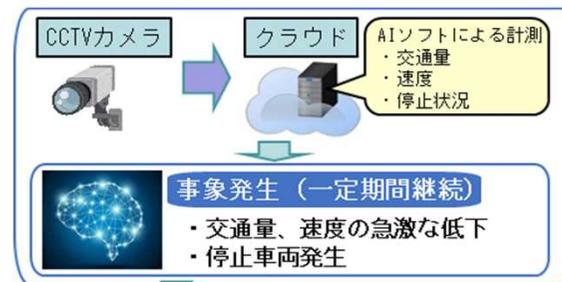


除雪トラック



サイドシャッタの自動開閉

■AIによる交通障害の自動検知



交通障害自動検知

(道路管理者間で速やかに共有)

現地対応(立ち往生車早期移動措置等)



AIによる自動検知のイメージ(滞留車両の発生)

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加 (2)除排雪時の事故防止のための規定 ③克雪技術の開発・普及

自治体における克雪技術の開発支援の状況は、必要性は認識しているものの実施できていないとの回答も多く、普及促進に課題がある状況である。

【自治体における取組状況】

【道府県における住宅除雪に係る技術・研究開発支援の状況】

	道府県単独 事業として実施	市町村への 支援として実施	実施して いない
道府県	1	1	22

【市町村における住宅除雪に係る技術・研究開発支援の状況】

	実施した	必要だが実施 していない	必要がないので 実施していない
豪雪地帯	0	78	454
うち特別豪雪地帯	0	47	154

【道府県における道路除雪に係る技術・研究開発支援の状況】

	道府県単独 事業として実施	市町村への 支援として実施	実施して いない
道府県	5	1	18

【市町村における道路除雪に係る技術・研究開発支援の状況】

	実施した	必要だが実施 していない	必要がないので 実施していない
豪雪地帯	11	126	395
うち特別豪雪地帯	6	63	132

(備考) 出典: 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)

・市町村の支援制度は、道府県の制度と合わせて実施しているものを含む。

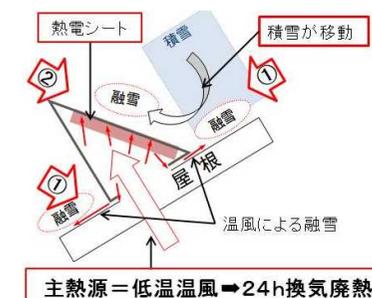
【道府県における住宅除雪に係る技術・研究開発の支援事業】

【ハイブリッド屋根融雪システムの商品化】(秋田県)

- ・ 設置費用が安価でランニングコストも安い雪下ろし不要の融雪システムの商品化を望む声が多いため、建設業者が融雪システムの研究を始めた。
- ・ 製造業者とともに試作機の作成、実証実験等を行った後、商品化に向けて更なる改良と融雪データ取得のため、秋田県産業技術センターの技術支援、あきた企業活性化センターの助成事業を利用して商品開発を行った。
- ・ 建設業者だけではIoTを組み込んだものづくりが困難であったが、秋田県産業技術センターの支援によりIoTを活用した実証試験が可能となり、実証データに裏付けられた商品開発が可能となった。



ハイブリッド屋根融雪システムの外観



(出典) 秋田県HP

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加 (3)幹線道路の交通確保のための規定 ④幹線道路の交通確保

①冬期道路交通確保対策について

大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ（令和3年3月改定）を踏まえ、冬期道路交通の確保対策を推進している。

【冬期道路交通確保対策について】（国土交通省）

大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換

短期間の集中的な大雪時は、「自らが管理する道路を出来るだけ通行止めにしたくない」や道路ネットワーク全体として大規模滞留の抑制と通行止め時間の最小化を図る「道路ネットワーク機能への影響を最小化」を目標として対応



「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応

大雪時の道路交通確保に向けた取組の強化

（ソフト的対応）

- 短期間の集中的な大雪時の行動変容
- 短期間の集中的な大雪時の計画的・予防的な通行規制・集中除雪の実施
- 立ち往生が発生した場合の迅速な対応
- タイムライン（段階的な行動計画）の作成
- 除雪体制の強化
- 除雪作業を担う地域建設業の確保
- 除雪作業への協力体制の構築
- チェーン等の装着の徹底

（ハード的対応）

- 基幹的な道路ネットワークの強化
- スポット対策、車両待機スペースの確保

（社会全体の取組、効率的・効果的な対策に向けて）

- 短期間の集中的な大雪時の行動変容（利用抑制・迂回）
- 冬道を走行する際の備え
- 関係機関の連携強化
- 情報収集・提供の工夫
- 新技術の積極的な活用

2 Ⅲ 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加
 (3)幹線道路の交通確保のための規定 ④幹線道路の交通確保

②除雪体制の強化(タイムラインの改定)

- 短期間の集中的な大雪等に備えて、大規模な車両滞留を防ぐ観点から、他の道路管理者等と連携して、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを策定。
- 令和2年度の大規模滞留を踏まえ、**躊躇無い通行止め等の実効性を高めるため、タイムラインを改定。**

【短期間の集中的な大雪等を想定したタイムライン(行動計画)の策定】(国土交通省)

■タイムラインの主な改定内容

通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲での通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めを想定 ・ 躊躇無い通行止めの実効性を高めるための複数のメルクマール、トリガーをタイムラインに位置づけ
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行止め予測の繰り返し周知を記載 ・ 運送事業者や荷主への情報提供を記載
乗員保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な滞留が発生した場合を想定し、乗員保護についてタイムラインに記載

■タイムラインのイメージ

時間(目安)	気象状況等	整備局	国道事務所	高速会社	地方公共団体	〇〇
1～3日前まで	気象情報共有・体制確保					
	緊急発表					
	情報連絡本部設置					
	道路利用者、運送事業者、荷主への呼びかけ※1)					
半日前～6時間前	大雪注意報	応援・派遣等準備	通行止め予測の公表※1)	除雪開始 除雪体制の準備	
6時間前～2時間前	交通事故発生等※2)	リエゾン派遣 TEC派遣	通行止め等の検討		
	大雪警報※2) ・ 顕著大雪※2)		市町村長ホットライン			
			情報提供	リエゾン受け入れ	通行止め等の検討	
集中的な大雪の発生		通行止め等の検討・実施、集中除雪 (高速道路と並行する国道等の同時通行止め含む)			
		広域支援・受援の調整			
～1日後		(大規模車両滞留が発生した場合) 乗員保護			

※1)呼びかけ、通行止め予測の公表は繰り返し実施

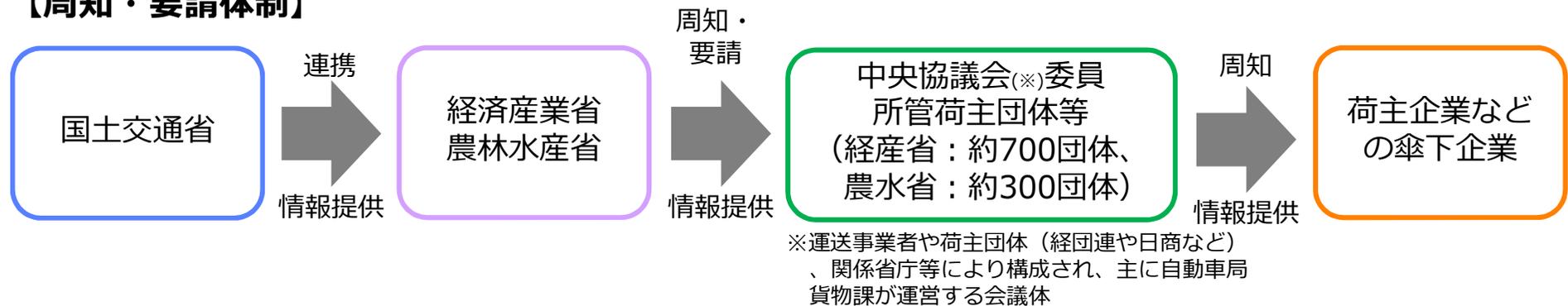
※2)通行止めを判断するための複数のメルクマール、トリガー

2 III 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加
 (3)幹線道路の交通確保のための規定 ④幹線道路の交通確保

③大雪等の異常気象時における荷主への周知・連絡体制の構築

異常気象等を理由に貨物運送の運行経路の変更や運行中止等を行う場合には荷主の理解が不可欠であり、荷主所管省庁である経済産業省や農林水産省と連携し、荷主に対して情報の周知や要請を実施する。

【周知・要請体制】



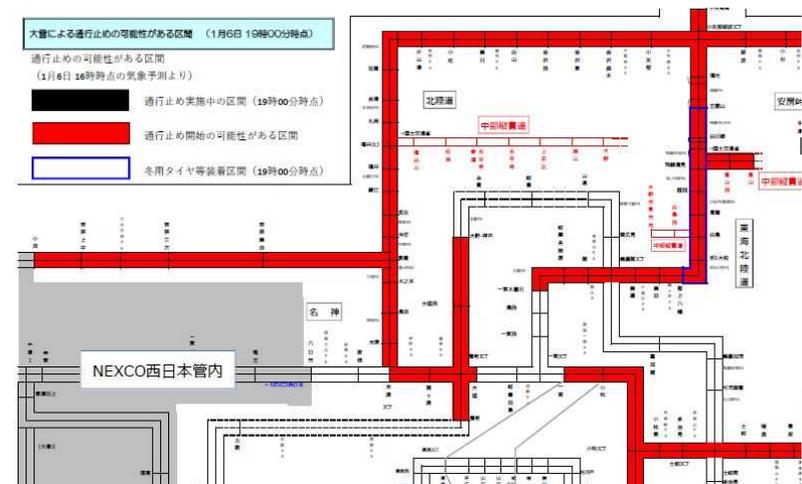
【荷主への周知・要請】

<周知>

- ・ 大雪に関する緊急発表
- ・ 高速道路・幹線国道の通行止め情報・通行止め予測

<要請>

- ・ 運行経路の変更、運行の中止等を認めるなど柔軟な対応を要請
- ・ 在庫の積み増しや、運行可能域内での物資の融通を行うよう要請。



通行止め予測の例（令和3年1月6日 中日本高速道路会社）

3 法改正事項以外の主な課題とその状況

3 (1) 豪雪地帯対策の法改正事項以外の主な課題

これまでの分科会等での議論を踏まえると、今回の法改正事項の他に、今後の豪雪地帯対策の主な課題として、以下が挙げられる。

(1) 除排雪体制の整備

(2) 担い手（建設業等）の維持（発注方式等）

(3) 雪冷熱エネルギーの活用の促進

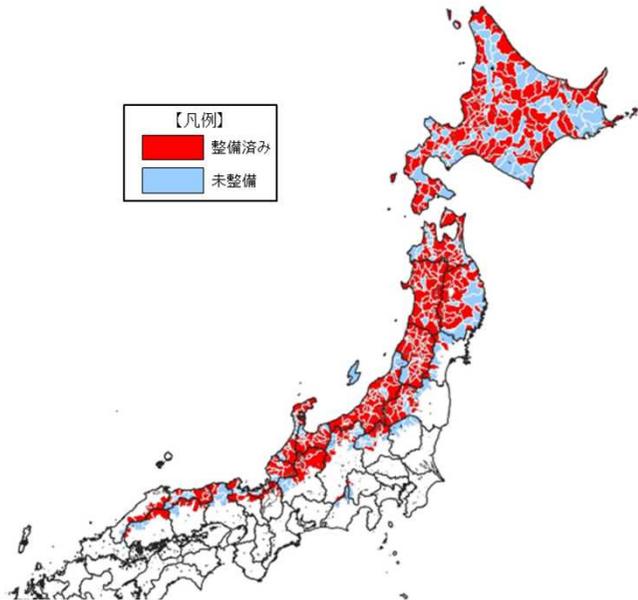
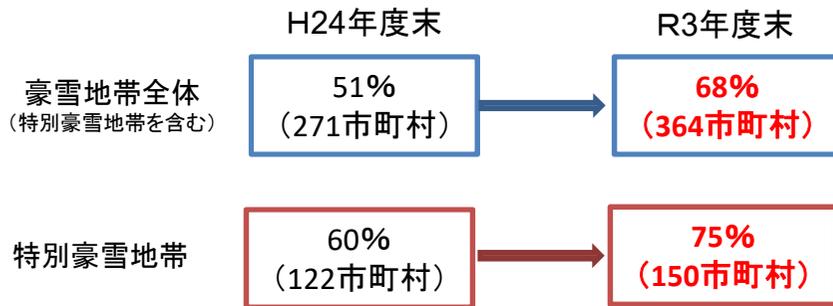
(4) 雪に関する情報の受発信

3 (2)除排雪体制の整備

【共助除排雪体制の整備】体制整備の現状

市町村における共助除排雪体制の整備状況は、平成24年度末と令和3年度末を比較すると、豪雪地帯で51%→68%、特別豪雪地帯で60%→75%と増加してきた。

【高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備市町村数】



【共助による地域除排雪体制の整備状況】
(都道府県別・令和3年度)

	豪雪地帯全体			特別豪雪地帯		
	体制整備	市町村数	整備率	体制整備	市町村数	整備率
北海道	179	115	64.2%	86	55	64.0%
青森県	40	29	72.5%	13	10	76.9%
岩手県	33	20	60.6%	2	2	100.0%
宮城県	8	3	37.5%	1	1	100.0%
秋田県	25	22	88.0%	13	11	84.6%
山形県	35	32	91.4%	26	24	92.3%
福島県	20	14	70.0%	14	11	78.6%
栃木県	3	0	0.0%			
群馬県	14	6	42.9%	1	1	100.0%
新潟県	30	26	86.7%	18	16	88.9%
富山県	15	12	80.0%	6	6	100.0%
石川県	19	11	57.9%	2	1	50.0%
福井県	17	13	76.5%	4	3	75.0%
長野県	20	12	60.0%	10	5	50.0%
岐阜県	10	6	60.0%	4	3	75.0%
静岡県	2	0	0.0%			
滋賀県	4	4	100.0%	1	1	100.0%
京都府	8	5	62.5%			
兵庫県	7	3	42.9%			
鳥取県	19	12	63.2%			
島根県	8	7	87.5%			
岡山県	8	7	87.5%			
広島県	6	4	66.7%			
合計	532	364	68.4%	201	150	74.6%

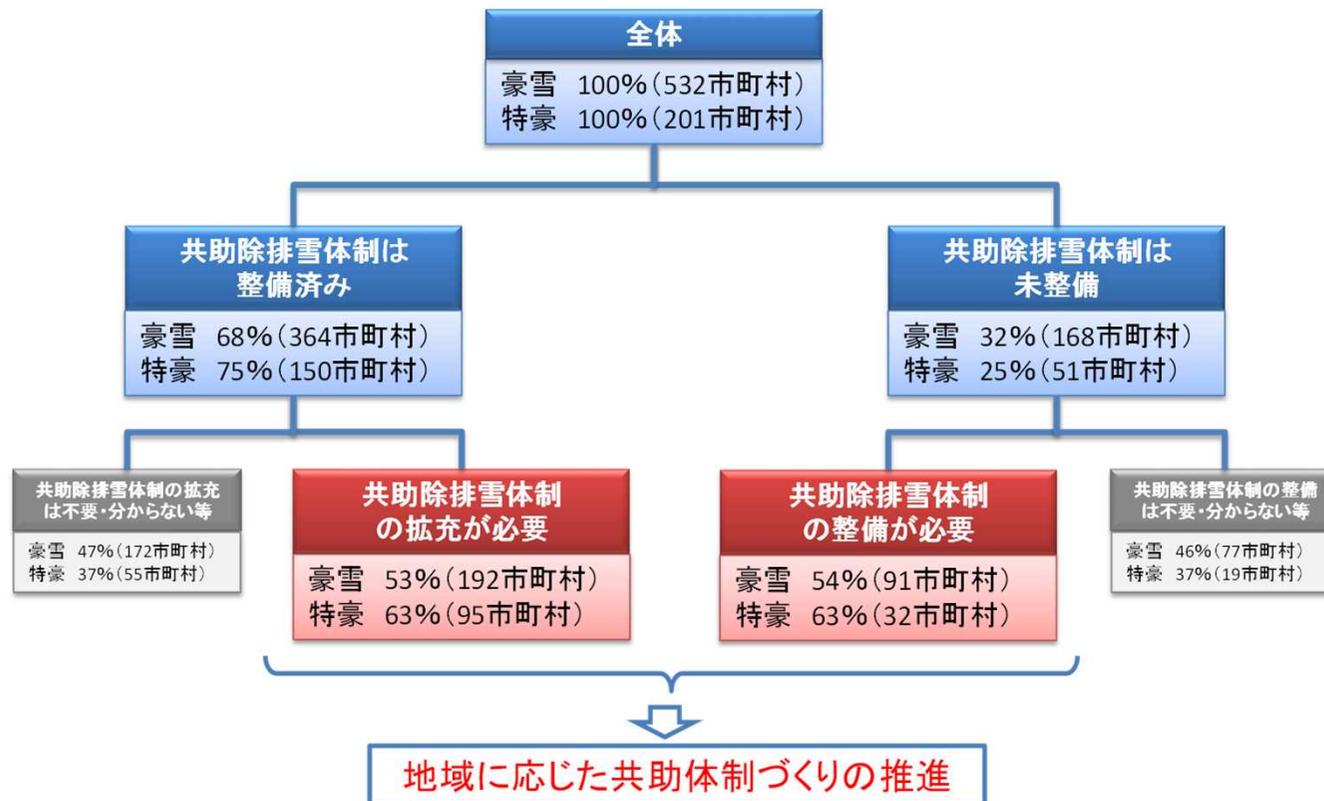
(備考) 出典: 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)

3 (2)除排雪体制の整備

【共助除排雪体制の整備】体制整備の現状

共助体制が整備されている市町村でも、豪雪地帯の全体の53%・特別豪雪地帯の63%の市町村は体制の拡充が必要と回答するなど、引き続き多くの市町村が共助体制の整備が必要と認識している。

【共助による地域除排雪体制の現状】



(備考) 出典: 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)

3 (2)除排雪体制の整備

再掲

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金【国土交通省】

予算額（R3補正+R4当初）：225百万円
令和3年度補正予算：150百万円
令和4年度当初予算：75百万円

目的

豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、交付金制度を創設し、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援する。

【対象事業】

- **地域安全克雪方針策定への支援**（補助率10/10） ※策定主体は市町村
自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。
- **方針策定に向けた試行的取組への支援**（補助率1/2）
方針策定に並行して行う試行的な取組に対して支援を行う。

<取組の例>

- ・ 多様な主体の参画による除排雪の体制づくり
（要援護世帯への屋根雪下ろし支援や
除排雪のための装備・資機材の購入を含む）
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入 等



雪下ろし実技講習

【事業主体】

- 道府県、市町村

3 (2)除排雪体制の整備

①民間事業者と地域住民が協力・連携した除排雪活動を支援する取組（岩手県北上市（和賀地区））

【事業の概要】

- 事業の対象地域（和賀地区）に居住する除雪困難世帯の除排雪作業を行う地域協働除雪組織に対して、市が活動費を補助する。（1戸当たりの本人負担費用は雪下ろし経費の1/3）

【事業のポイント】

- 建設業協会等（協力事業者）と連携し、屋根雪下ろし作業に協力できる事業者を集め、屋根雪下ろし業者の確保を図る。
- 雪下ろしのプロである協力事業者が屋根雪下ろし作業、地域協働除雪組織がその他の除排雪作業を実施している。（役割分担による安全な屋根雪下ろし環境の確保）

（事業スキーム）



②高齢者世帯等の雪下ろしへの助成の実施と並行して担い手の確保・充実を図る取組（福井県大野市）

【事業の概要】

- 高齢者世帯等の雪下ろしが困難な世帯に対して、雪下ろし作業を登録した業者等に委託した際に利用できるチケット(5,000円×3枚)を市が交付する。
- 上記とは別に、雪下ろし等を行う自治会に対して、市が活動費（保険料や燃料費、機材のリース料等）を交付する。（定額20千円/自治会）

【事業のポイント】

- チケットの利用先を、市が作成する「雪下ろし業者名簿※」の登録者に限定することで、市は担い手の確保・充実と連絡先などの把握が可能となる。（担い手の情報を把握することで、豪雪災害などの緊急時の対応にも活用可能となる。）

※名簿には、業者だけでなく自治会や個人も登録可能。



地域ぐるみの活動



屋根雪下ろし作業の実施

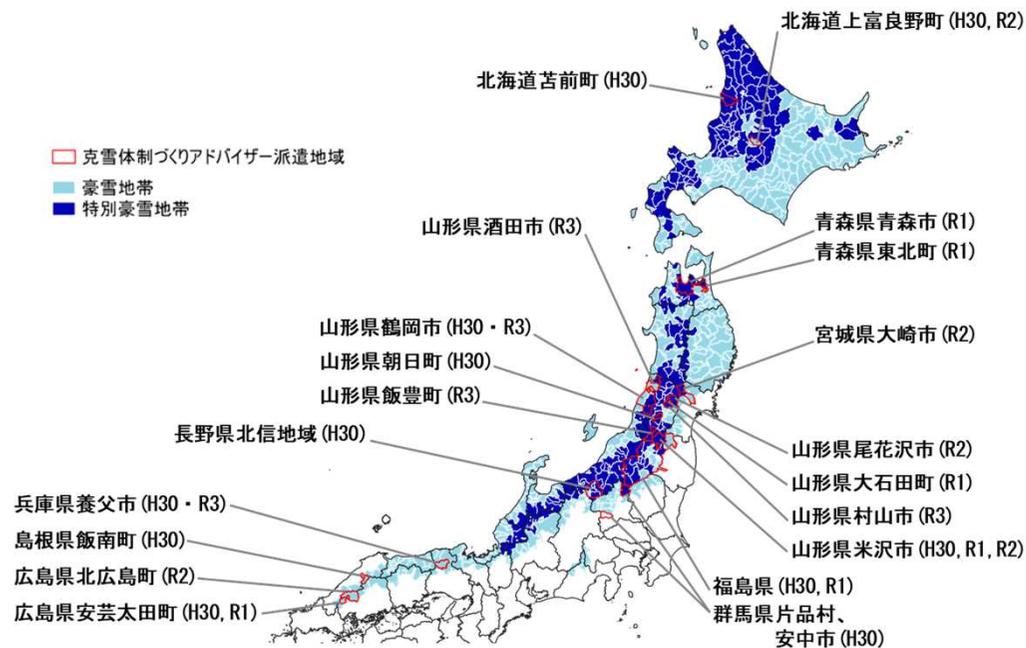
3 (2)除排雪体制の整備

【国による共助除排雪体制整備支援】アドバイザー派遣制度(国土交通省)

H30年度～

除排雪体制の整備及び除排雪に関する安全対策の専門的な知識や豊かな経験を有する者を「克雪体制づくりアドバイザー」として、克雪体制づくりの課題に直面している豪雪地帯の道府県・市町村や各種活動団体等へ派遣する「克雪体制づくりアドバイザー派遣制度」を平成30年度に創設。

克雪体制づくりアドバイザー派遣地域 (H30年度～ 20地域)



豪雪地帯安全確保緊急対策交付金において、
克雪方針策定事業：シンポジウム、ワークショップへの招致、方針作りへの助言
安全克雪事業：共助組織立ち上げに関する講習会・安全対策講習会の実施の講師
等でアドバイザーを活用することが可能。

令和3年度に実施したアドバイザー派遣の内容

地区の共助除排雪体制の強化 (山形県村山市)

■課題

人口減少や少子高齢化の進展により雪処理が困難な世帯が増加し、持続可能な除排雪体制づくりが課題だった。

■派遣の内容

地域が主体となった除排雪体制の成功事例に関する講演に加え、アドバイザーから、各地域・団体の取り組み事例に関する課題や、参加者から寄せられた課題について、解決に向けたアドバイスがなされた。

雪下ろし等の除雪作業中の事故防止に向けた安全対策 (山形県飯豊町)

■課題

人口減少等による地域の共助力減少が危惧されている一方、移住者は雪国の冬の暮らしへの不慣れなため、危険かつ不効率な除雪を行っていた。

■派遣の内容

アドバイザーによる安全な雪かき・雪下ろしのための座学、実践講習、ロープワーク講座を実施し、安全で効率的な除雪作業を習得するとともに、移住者同士の交流を図り地域の活性化にも寄与する結果となった。

3 (2)除排雪体制の整備

【道路除雪】

- 災害級の大雪時には、自治体の要望に応じて国の除雪機械等を派遣し、自治体の除雪体制を支援している。
- 令和3年度補正予算では、地方整備局に配備する小形除雪車等の増強を行い、直轄国道における滞留発生時の排出作業に活用するとともに、直轄国道において使用していない時には、地域への無償貸出し等による地方管理道路除雪への支援体制の強化を図った。



令和4年3月10日

管内自治体の道路除排雪を支援します（第6報）

～除雪機械等の派遣による支援を継続・追加し、雪堆積場の共同利用箇所を追加します～

1. 除雪機械等の派遣による支援の実施状況について

北海道開発局発注工事の民間受注業者に協力を得つつ、2月12日から行っている自治体の道路除排雪の支援について、下記のとおり支援の継続をしております。

また新たな要請を受け、(一社)空知建設業協会の協力を得て、千歳市へ支援の追加を行います。

派 遣 先	内 訳	
札幌市 【支援の継続】	1) ダンプトラック 10台 (2月12日～ 民間受注業者)	
	2) ダンプトラック 3台 (2月21日～ 民間受注業者)	
	3) ダンプトラック 5台 (3月1日～ 民間受注業者)	
	4) ダンプトラック 5台 (3月14日～ 民間受注業者)	
	5) ダンプトラック 3台 (3月14日～ 民間受注業者)	
石狩市 【支援の継続】	1) ダンプトラック 3台 (2月28日～ 民間受注業者)	
	2) ダンプトラック 2台 (2月28日～ 民間受注業者)	
	3) ダンプトラック 2台 (2月28日～ 民間受注業者)	
当別町 【支援の継続】	1) 大型ロータリ除雪車 1台 (2月19日～ 開発局)	
恵庭市 【支援の継続】	1) 大型ロータリ除雪車 1台 (3月3日～ 開発局)	
	2) 除雪グレーダ 1台 (3月3日～ 開発局)	
	3) ホイールローダ 1台 (3月3日～ 開発局)	
	4) タイヤバックホウ 2台 (3月3日～ 民間受注業者)	
	※以上は民間受注業者による機械オペレーター付き	
	5) ダンプトラック 8台 (3月3日～ 民間受注業者)	
6) 交通誘導員 9名 (3月3日～ 民間受注業者)		
千歳市 【支援の追加】 ※(一社)空知建設業協会の協力	1) 大型ロータリ除雪車 1台 (3月11日～ 民間受注業者)	
	2) ショベルカー 2台 (3月11日～ 民間受注業者)	
	3) タイヤバックホウ 1台 (3月11日～ 民間受注業者)	
	※以上は民間受注業者による機械オペレーター付き	
	4) ダンプトラック 15台 (3月11日～ 民間受注業者)	
5) 交通誘導員 2名 (3月11日～ 民間受注業者)		

2. 雪堆積場の共同利用について

札幌開発建設部が使用している国道除排雪の雪堆積場のうち、札幌市と共同で利用する箇所を新たに1箇所追加（3箇所から4箇所へ変更）し、札幌市の雪堆積場を拡充します。

地方整備局への 除雪機配備

(R3補正予算：2,000百万円)

昨年度の短期集中的な豪雪や、「大雪時の道路交通確保対策中間取りまとめ」を踏まえ、以下の支援を行う。

- **地方整備局に配備する小形除雪車等の増強と地域への無償貸出し等による地方管理道路除雪への支援**



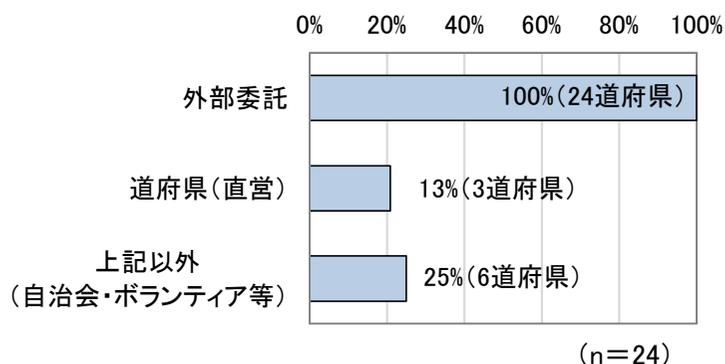
小形除雪車（左）や小形除雪機（右）を使用した道路の除雪

3 (2)除排雪体制の整備

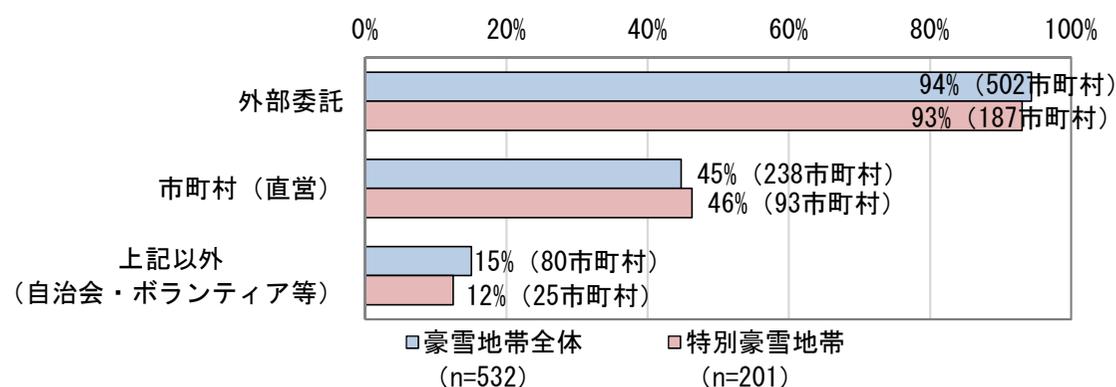
【道路除雪】

- 道路除雪は、全豪雪地帯道府県において外部委託を行っており、市町村においても、約94%の市町村で外部委託を行っている。
- 外部委託で使用する除雪機械は、道府県においては約45%が道府県所有、市町村においては約28%が市町村所有となっている。※道府県・市町村所有以外：民間事業者との委託契約等により確保する台数。

【道府県における除雪の担い手】



【市町村における除雪の担い手】



【除雪機械保有台数(車道用+歩道用)・道府県】

	台数	割合
道府県所有	6,237	45.2%
道府県所有以外	7,546	54.7%
計	13,783	100%

【除雪機械保有台数(車道用+歩道用)・市町村】

	台数	割合
市町村所有	13,648	28.3%
市町村所有以外	34,531	71.7%
計	48,179	100%

※令和2年度実績

(備考)出典：国土交通省豪雪地帯基礎調査(令和3年度)

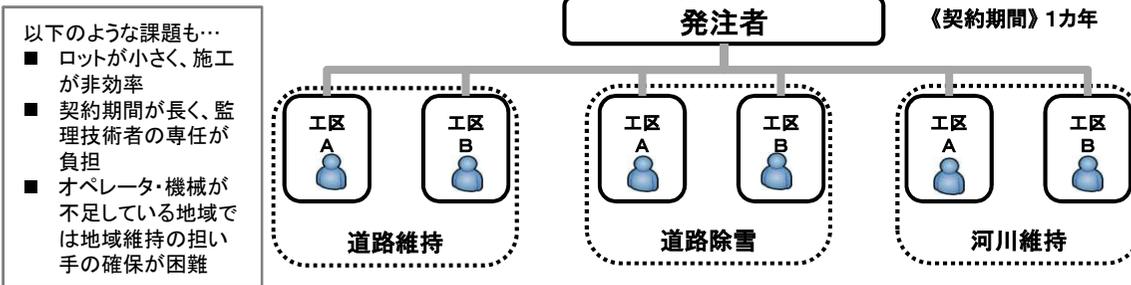
3 (3)担い手(建設業等)の維持

除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合に、地域維持型契約方式を適切に活用するよう、国から地方公共団体に要請。

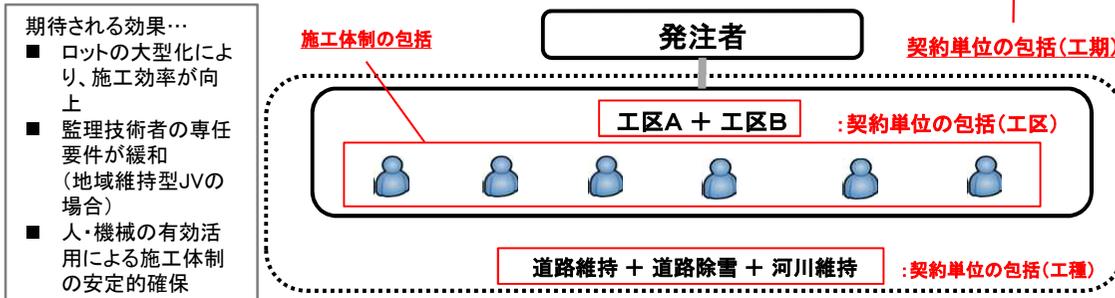
地域維持型契約方式の概要

地域の社会資本の維持管理(災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど)について、**包括的な事業の契約単位(工種・工区・工期)**や**地域企業による包括的な体制**で実施する方式

従来の方式(業務・工事を個別に発注)



地域における社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約・複数業務の一括発注、共同受注方式)



◆ 地域維持型契約方式の活用範囲の拡大 (H26適正化指針改正)

	適用要件	地域の社会資本の維持管理の実施主体
H23	「担い手の確保が困難となるおそれがある場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JVなど)
H26	「担い手の 安定的な確保を図る必要がある 場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JV、 事業協同組合 など)

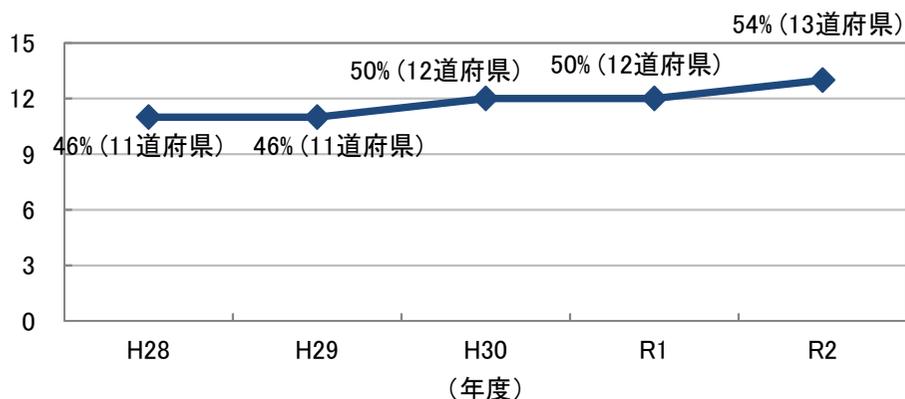
(参考) 地域維持型契約方式の導入状況
 H25年度 H27年度 H29年度 H31年度
 16道府県→19道府県→21道府県→24道府県

※このうち、地域精通度の高い建設業者が実施主体となる方式を地域維持型契約方式と呼ぶ。

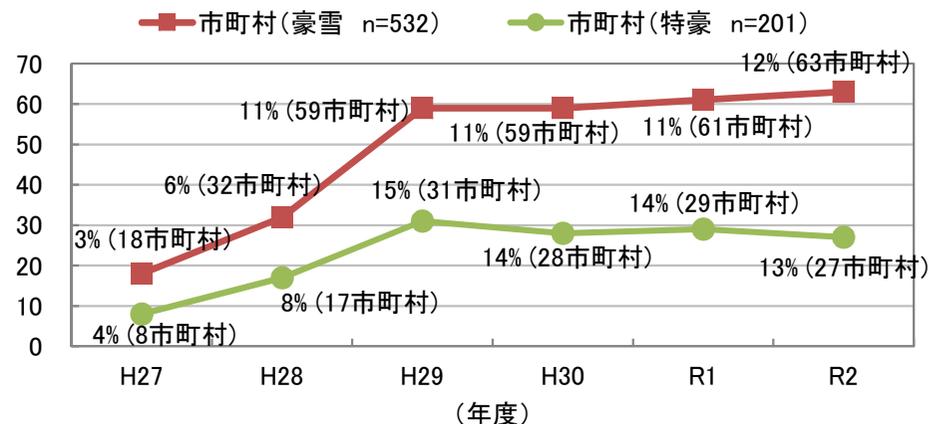
3 (3)担い手(建設業等)の維持

- 自治体における道路除雪分野の地域維持型契約の導入は、道府県は5割強、市町村は10%台となっている。
- 地域維持型契約を導入していない理由としては、「建設業者との調整ができていない」、「予算が確保できない」、「事業量の予測ができない」、「条例上の問題」等、様々な理由がある。

【道路除雪分野における地域維持型契約の導入状況(道府県)】



【道路除雪分野における地域維持型契約の導入状況(市町村)】



【道路除雪における地域維持型契約の導入効果】

- 各事業者の割当路線の境界で生じていた除雪レベルのばらつきが解消
- 対象路線内の作業調整は幹事会社が行うため発注者の負担が軽減

出典：国土交通省「多様な入札契約方式モデル事業事例集」事例ケース10 大仙市除雪事業

【地域維持型契約を導入していない理由(一部の回答)】

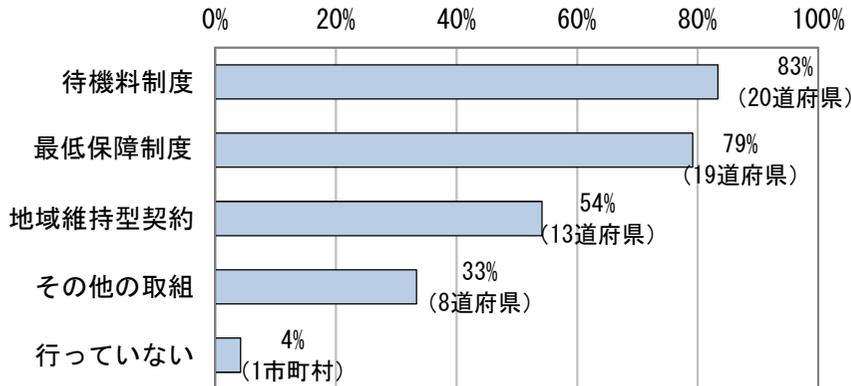
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 工種・工区の範囲等、導入にあたっての課題について十分な検討が行われていないため。 現況の契約体制で、問題なく除雪業務を実施できているため。 発注エリアが他工種と異なり一体発注が困難であるため。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 建設事業者（組合等）との調整ができていない。 予算を確保出来ない。 道路維持事業は道路の補修等にかかる事業量の増減幅が大きいため、毎年事業量を見直していることから、見通しが難しく、複数年の契約は行わない。 市条例にて、複数年の契約を締結できる業務はポジティブリストがあり、除排雪委託についてはそのリストに入っていないため。 本制度に係るノウハウがないため。

(備考)出典：国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)

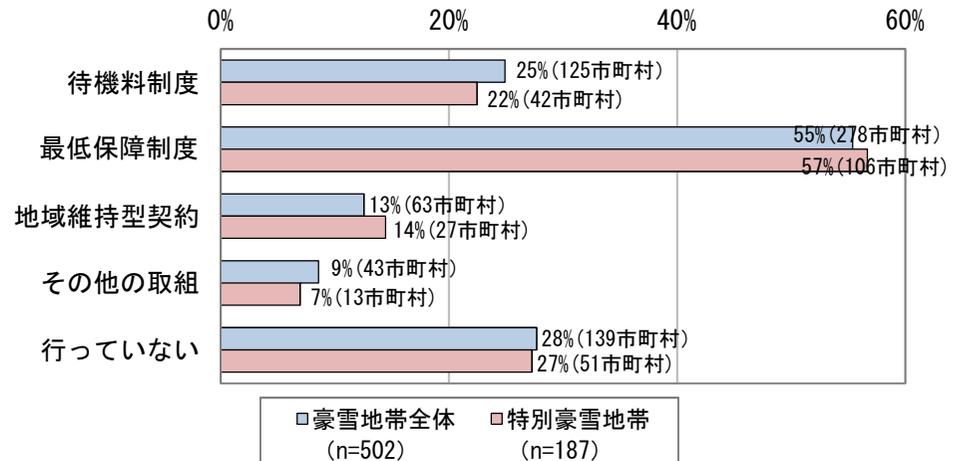
3 (3)担い手(建設業等)の維持

道路除雪体制維持のために、地域維持型契約のほか、待機料制度、最低保障制度等の取組が行われている。

【道府県における道路除雪体制維持のための取組】



【市町村における道路除雪体制維持のための取組】



【自治体における待機料制度の内容の例】

道府県	<ul style="list-style-type: none"> 県の指示による待機時の人員を対象としている。単価は県設定単価としている。 大雪警報・注意報発令時に、土木一般世話役1名の待機費用(2時間)の支払いを行う。待機場所は、自宅・会社問わない。 業者の待機実績に合わせ、稼働の有無に因らず待機料を支払う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 委託者からの指示で待機したが、出勤しなかった場合の労務費の補償 平年に満たない降雪状況においては延べ実働時間が標準稼働時間に満たない場合、満たない時間に対して1時間当たりの待機補償単価を乗じた額を支払う。 稼働時間の他に、前後30分間を準備時間として設定している。

【自治体における最低保障制度の内容の例】

道府県	<ul style="list-style-type: none"> 除雪機械の不稼働日分の損料について、実績に併せて設計計上する。 稼働時間にかかわらず人件費を保障する。12月15日から3月14日までを「基本待機保障期間」と定め、この期間に最大で60日(660時間)分の費用を保障する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 過去3か年平均の80%を設計時間として最低保障の契約とし、設計時間を超える分は精算払いとする。 除雪機械に係る固定費(損料等)を機械管理料として月々の単価として契約。金額の設定には県機械器具損料より算定。

3 (4)雪冷熱エネルギーの活用推進

国による施設整備等への支援

【農林水産省】

交付金等により雪室貯蔵庫、貯雪槽、栽培施設などの建設を支援

<整備事例>



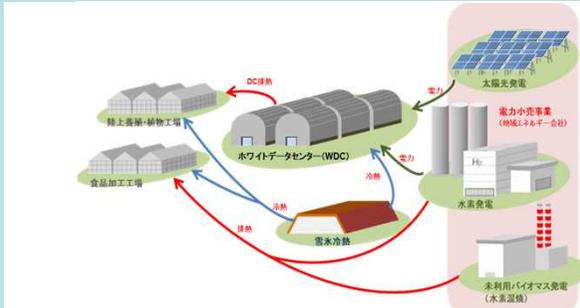
雪室貯蔵庫



栽培施設

【経済産業省】

NEDO※の実証実験等により、北海道美唄市にて民間による雪冷熱式データセンター事業を開始



※国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

【環境省】

脱炭素化、地域再生エネルギー活用等の観点から助成を実施



雪氷熱利用イメージ

道府県による支援事業

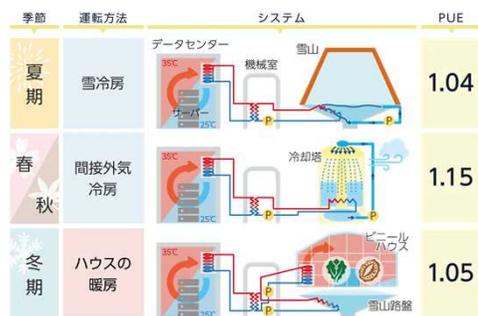
道府県名	事業名	概要
北海道	新エネルギー設計支援事業	新エネルギー設備の導入と、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした、設備の設計及び設計に要する調査を支援する。(対象:市町村又は市町村及び企業等とのコンソーシアム)
	新エネルギー設備導入支援事業	地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入と、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を支援する。(対象:市町村及び市町村と企業等とのコンソーシアム)
	北海道産業振興条例に基づく助成	環境配慮型のデータセンター事業への助成。 ※環境配慮型データセンター:雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用し、空調設備の消費電力を20%削減したデータセンター
秋田県	元気な中山間農業応援事業	中山間地域における、地域特産物等の生産体制の強化や6次産業化等に必要な機械等の導入支援。
山形県	再生可能エネルギー未利用熱等活用事業可能性調査	再生可能エネルギー未利用熱等を活用した熱供給事業に係る事業可能性調査に係る支援。
新潟県	令和3年度新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業	自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備、熱設備、蓄電池設備等を導入する事業者を支援する。
	令和3年度新潟県地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業	県内企業による再生可能エネルギー等分野産業への新規参入や設備導入の促進を図る取組を支援する。
	新潟県農林水産業総合振興事業(再生可能エネルギー利活用促進)	太陽光、雪、バイオマス等、再生可能エネルギーを活用した農林水産業生産のために必要な機械・施設の整備。
	豊かで快適な雪国づくり推進事業	雪冷房施設等の整備に要する経費の4/10以内(1市町村当たり上限1200万円)を補助。
長野県	地域主導型自然エネルギー創出支援事業	自然エネルギーの利用を促進するため、地域主導型の熱供給・熱利用事業に意欲的に取り組む事業者に対して補助。

(備考)出典:国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和3年度)

3 (4)雪冷熱エネルギーの活用推進

ホワイトデータセンター（北海道美唄市）

・安価で広大な工業用地（空知工業団地）を活用し、除雪の冷熱と再生可能エネルギー（再エネ）を利用することでCO2排出量ゼロを実現したホワイトデータセンター（WDC）を建設。商業利用に耐えるコストパフォーマンスを実現。



・サーバーの冷却に使用する雪山は美唄市の公共除雪排雪を受け入れることによって作られている。
 ・冬季には、サーバーの廃熱を食料生産棟に供給することにより、15度から20度に維持された室内で野菜や魚介類の養殖を行っている。

雪室貯蔵庫（新潟県津南町）

・豪雪地の利を生かした雪室貯蔵により食味を高めた農産品の有利販売を展開。地域内農業所得の増大やブランド化を推進。
 ・地場で生産された農産加工品の販売促進を図ると共に、魚沼産コシヒカリなど新潟県特産品の販売拡大に努め、地域の活性化に貢献。
 ・3月頃に雪室貯蔵庫への雪入れを行う。その後年間を通して室内は5℃以下、湿度もおよそ95%~98%に保たれる。
 ・室内の保冷には電気を一切使用しないため、Co2排出量削減に大きく寄与できる。



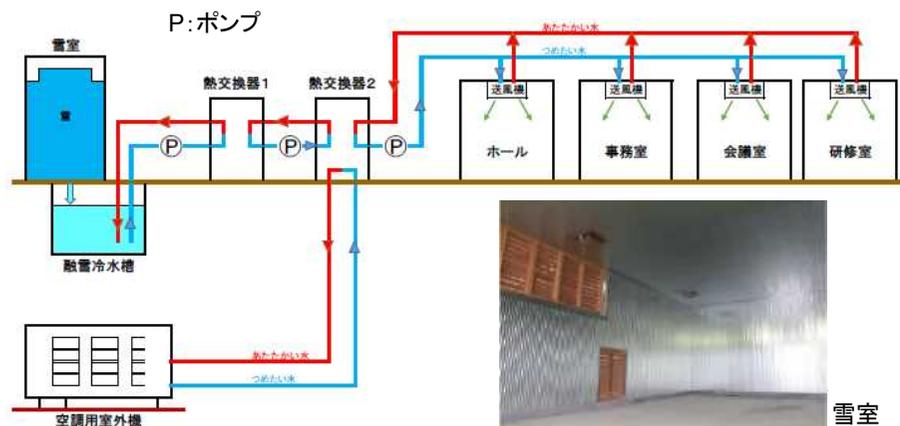
【取扱品目例】



(参考)有限会社大地

地場野菜	人参、馬鈴薯、魚沼産コシヒカリ、他
きのこ	なめこ、まいたけ、ぶなしめじ、他
加工食品	雪下人参ジュース、地元素材による農産加工品、他
農業資材	有機肥料、きのこ生産資材、他

岩手中部クリーンセンター（岩手県北上市）



雪室

・岩手県中部の広域ごみ処理施設である岩手中部クリーンセンターでは、雪と共存し活用することで省エネルギーにつながる取組として、夏期空調・保冷設備（雪室）による利雪システムを採用し建物冷房を実施。

・冬期に施設敷地内の雪を雪室に入れて保管し、融雪水を建物空調設備の熱交換器の冷却水として使用。夏場の冷房に使用する電気を削減。



3 (4)雪冷熱エネルギーの活用推進

全国の雪冷熱利用施設（平成27年～令和2年度共用開始分）

道府県名	市町村名	施設名	供用開始	目的・用途	事業者（設置者）	
北海道	美唄市	ホワイト・ラボ	H29. 4. 3	雪温貯蔵／食品加工	(一社)北海道スノーフード研究会	
		美唄市立図書館	R1. 8. 28	施設内の冷房に利用（利用者の利便性の向上）	美唄市教育委員会	
	当別町	北欧の風 道の駅とうべつ 直売所棟 雪室	H30. 3. 1	農産物の冷蔵	当別町	
	清里町	-	H27. 4	野菜の貯蔵	民間	
	鹿追町	環境保全センター (マンゴー栽培ビニールハウス)	H28. 3. 22	夏季にしか出荷できないマンゴーを冬季に出荷することで新エネルギーの利活用や地域の産業振興を図る	代表：鹿追町農村青年会 構成員：鹿追町	
	池田町	JA十勝池田町 豆類等予冷装置・貯蔵庫	H29. 8. 31	豆類及び馬鈴薯の低温（定温）による貯蔵管理	十勝池田町農業協同組合	
	青森県	弘前市	弘前市役所岩木庁舎	H28. 2. 11	雪冷熱を利用した庁舎への冷房	弘前市
	岩手県	北上市	岩手県中部クリーンセンター	H27. 10. 1	建物冷房	岩手中部広域行政組合
	秋田県	東成瀬村	雪室施設	H28. 1. 13	農産物の貯蔵	東成瀬村
	山形県	鶴岡市	雪室	H28	温海かぶの長期保存	個人
新潟県	長岡市	(株) データドック	H30. 1. 22	サーバーの空調	(株) データドック	
		(株) 天翔 雪室倉庫	H29. 12. 28	農作物冷熱貯蔵庫	(株) 天翔	
	十日町市	利雪型低温倉庫兼精米施設	H30. 3. 20	低炭素・循環型社会の構築及び農林水産物等の貯蔵に雪を積極的に利用することにより、付加価値を高めた有利販売に繋げ、農家の所得向上を狙う。	十日町農業協同組合	
	妙高市	四季彩館みょうこう雪室	R3. 3. 1	農産物等の貯蔵	妙高市	
	上越市	あるるんの杜の雪室コンテナ	H28. 7. 20	生鮮野菜や果物の冷蔵。ユニットクーラーを利用することで雪を長持ちさせている。	えちご上越農業協同組合	
		JA えちご上越わかば育苗センター雪室	R1. 8. 1	わかば育苗センター内出芽室を簡易雪室に改修し、雪下・雪室野菜の振興を図るもの。	えちご上越農業協同組合	
		上越市雪中貯蔵施設「ユキノハコ」	R3. 3. 24	雪中貯蔵の効果を活かし、農産物の高付加価値化・ブランド化による中山間地域の所得向上を図るとともに、交流人口の拡大による賑わいの創出と地域の活性化を図る	上越市	
	魚沼市	魚沼醸造株式会社水の郷工業	H31. 3. 5	雪冷房として利用	魚沼醸造株式会社	
		魚沼醸造株式会社水の郷工業	H31. 3. 5	ゲストホールの空冷補助	魚沼醸造株式会社	
	南魚沼市	雪室貯蔵米低温倉庫	H28. 10	米の保管（雪室貯蔵米）	民間	
鶴齢の雪室		H29. 5	酒貯蔵	青木酒造		
湯沢町	湯沢ITコンテナフィールド	H30. 7. 2	データセンター	民間		
津南町	雪冷熱活用データセンター	H28. 6. 21	雪冷熱を活用したデータセンター	民間		
	津南農産加工センター	R1. 11. 1	カット野菜の冷蔵	(株) ミスズアグリ		
福井県	小浜市	雪室	H30. 3. 19	食品の貯蔵・熟成	小浜市雪室協議会	
		雪室	H31. 2	農産物・加工品等のブランド化	小浜市雪室協議会	
		雪室	R2. 2	農産物・加工品等のブランド化	小浜市雪室協議会	
長野県	飯山市	雪利用施設	H30. 3. 6	農作物、食品等の貯蔵	飯山市	
	小谷村	柵池高原柵の森酒埋設施設	H27. 12. 1	一定の温度で冷やし、熟成させる。	道の駅小谷	
兵庫県	豊岡市	野菜保管庫	H28. 2. 27	野菜の保存	未来の種 (株)	
		雪室コンテナ	H29. 3. 31	野菜の貯蔵	未来の種 (株)	

3 (5)雪に関する情報の受発信

- 国の機関や各道府県、市町村において、住民等向けの雪に関する情報を発信するサイトが構築されている。
- 各地域の情報にアクセスすることが可能なポータルサイトを国土交通省HP内に構築したところ（令和4年6月より）。

国土交通省HP内ポータルサイト

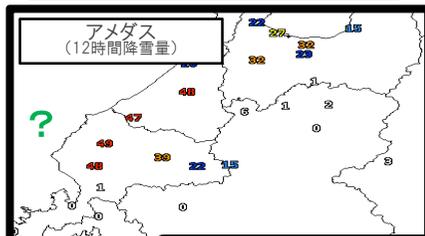
• 国交省「豪雪地帯対策の推進」ページ内に、雪下ろし安全10箇条、共助除排雪体制整備事例集、克雪体制づくりアドバイザー制度、各種パンフレット等の情報を掲載するとともに、各省庁や地方公共団体が提供する情報にアクセスできるポータルサイトを構築。

今後の雪（気象庁）

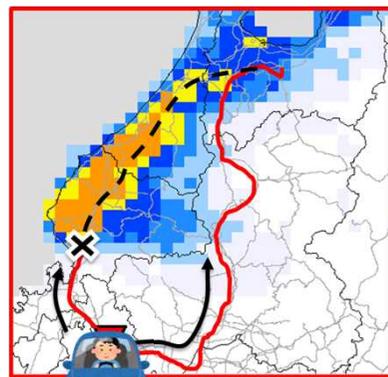
雪の面的な分布を解析・予測

「今後の雪」では、24時間前から6時間先までの面的な降積雪の分布を一体的に確認可能。
今後の予定の見直しなどに役立つような情報を提供。

提供開始前



提供開始後（「今後の雪」の利用例）



雪害対策（内閣府）

内閣府のホームページでは

- 雪害に対する政府の取組（市町村のための降雪対応の手引き等）
- 雪害に対する調査・検討等（各種検討会・提言等）
- 雪に帯する「減災」の知恵・お役立ち情報等を掲載している。

いきいき雪国やまがた（山形県）

※掲載サイトの例

- 山形県は、県民に対し、
 - ①安全・安心に対する意識向上
 - ②雪の魅力の再認識
 - ③雪の利活用の促進の3つの柱に基づく情報発信と普及啓発を目的として「いきいき雪国やまがた」HPを運営している。
- 県下における
 - 除雪ボランティアの募集
 - 安全な雪下ろしのポイント
 - 雪情報システム（降雪量予測、主なゲレンデの天気・気温・積雪量情報など）
 - 雪に関するイベントカレンダー
 - 雪氷熱の利用等の様々な情報を一元的に管理し、県民や来訪者が必要とする情報にスムーズにアクセスすることができる。

